

平成 27 年度第 1 回川崎市中央卸売市場開設運営協議会 議事録

1 開催日時 平成 27 年 4 月 30 日（木）午後 1 時 00 分から午後 2 時 34 分まで

2 開催場所 川崎市産業振興会館 12 階会議室

3 出席者

（委員）高柳長直 会長（東京農業大学教授）、中川雄二 副会長（東京海洋大学大学院教授）、後藤 亜希子（公益財団法人流通経済研究所研究員）、堀切正夫（川崎北部青果仲卸協同組合理事長）、榎 秀保（横浜魚類株式会社専務取締役川崎北部支社支社長）、柴崎太喜一（川崎花卉園芸株式会社代表取締役）、原 修一（セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長）、梶ヶ谷雪香（川崎市消費者の会副会長）、鈴木直久（川崎商工会議所副会頭）、佐藤崇史（神奈川県環境農政局農政部農業振興課課長代理兼グループリーダー）

（幹事）伊藤和良（経済労働局長）、吉田利一（経済労働局理事・中央卸売市場北部市場長）

（書記）伊東大介（中央卸売市場北部市場管理課長）、福田克実（中央卸売市場北部市場業務課長）

4 報告事項

- （1）平成 26 年度の各部門取扱いの概要について
- （2）南部市場青果部について
- （3）本市における附属機関等の見直しについて

5 議題

- （1）（仮称）川崎市卸売市場経営プラン（案）の検討について
- （2）北部市場水産物部再編の検討について

公開有無 有

傍聴人 1 名

公開有無 有

【審議経過】

(司会：経済労働局中央卸売市場管理課庶務係長 阿部)

お待たせいたしました。

本日、皆様には大変お忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、北部市場管理課庶務係長の阿部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

川崎市中心卸売市場開設運営協議会の開催に先立ちまして、皆さまに「川崎市中心卸売市場業務条例第 79 条」に基づき、委嘱状を交付させていただきます。

川崎市長に代わり、経済労働局長からお渡しいたしますので、お名前をお呼びいたしましたら、その場で御起立いただきますようお願い申し上げます。

なお、座席順にお呼びいたします。川崎北部青果仲卸協同組合 理事長／堀切さま、川崎花卉園芸株式会社 代表取締役／柴崎さま、川崎市消費者の会 会長／梶ヶ谷さま、神奈川県環境農政局農政部農業振興課 課長補佐／佐藤さま、東京海洋大学大学院 教授／中川さま、東京農業大学教授／高柳さま、川崎商工会議所 副会頭／鈴木さま、セレサ川崎農業協同組合 代表理事副組合長／原さま、横浜魚類株式会社川崎北部支社 専務取締役支社長／榊さま、公益財団法人流通経済研究所研究員／後藤さま

それでは、平成 27 年度第 1 回川崎市中心卸売市場開設運営協議会を開催いたします。

はじめに、お手元の資料を確認させていただきます。

(資料確認)

なお、この協議会は、公開を前提としておりまして、会議の傍聴ならびに議事録による公開を御了承いただきますよう、お願い申し上げます。また、議事録作成のため、会議内容の録音につきましても併せて御了承願います。

すでに、傍聴される方のお手元に遵守事項を配布致しましたが、会場において発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないでください等のいくつかの遵守事項がございます。御一読し御確認の上での傍聴をお願いします。

それでは会議開催にあたりまして、経済労働局長の伊藤より御挨拶を申し上げます。

(伊藤幹事)

みなさん、どうもありがとうございます。お忙しいところ、お集まりいただき感謝申し上げます。市場を取り巻く環境が厳しいところがあります。市場内の流通の中で、川崎は、東一川崎中央青果ができて、選ばれた感があります。比して南部市場からは、青

果の卸が撤退をするという状況です。本日、議題にもありますが、南部市場の問題、北部市場では水産部の再編の問題、皆さん方に忌憚ない御意見をいただければと思います。厳しい市場流通、市場外流通、さらに新しい北部市場のブランドイメージを作っていくのか。方向性、スケジュール、合理的な拠点市場をどのように作り上げていくのかを、みなさんのお知恵を借りて開設者としても更なる努力をしていきたいと思ひますし、関係者の方々も一緒に努力を願えればと思ひます。

(司会)

次に、委員の方々及び事務局の紹介をいたします。

名簿順でご紹介申し上げます。

高柳長直委員でございます。中川雄二委員でございます。後藤亜希子委員でございます。堀切正夫委員でございます。榊秀保委員でございます。柴崎太喜一委員でございます。原修一委員でございます。梶ヶ谷雪香委員でございます。鈴木直久委員でございます。佐藤崇史委員でございます。

次に本会議を担当いたします幹事及び書記をご紹介させていただきます。

まず、幹事からご紹介させていただきます。

経済労働局長の伊藤でございます。

北部市場長の吉田でございます。

次に書記を紹介させていただきます。

北部市場管理課長の伊東でございます。

北部市場業務課長の福田でございます。

以上が幹事及び書記でございます。どうぞ、よろしくお願ひします。

次に、次第3の会長及び副会長の選出でございますが、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第100条第1項に基づきまして、会長及び副会長を委員の皆様の互選によりお決め頂くことになっておりますので、会長及び副会長は、各委員さんから推薦という形で進めさせていただきますてもよろしいでしょうか。

(委員)

事務局に一任します。

(司会)

ありがとうございます。事務局一任とのことでございますので、会長に高柳委員、副会長に中川委員をご推薦したいと思ひます。

(委員一同)

異議なし

(司会)

ありがとうございました。それでは、会長は高柳委員、副会長は中川委員と決定いたしました。

それでは、高柳会長、中川副会長は、お席へどうぞお座り下さい。

(会長・副会長着席)

それでは、審議に入る前に高柳会長から御挨拶をお願い致します。

(高柳会長)

会長となりました高柳です。よろしくお願いいたします。卸売市場を巡る情勢は厳しいとは言われていましたが、その中で北部市場は南部市場に比べて比較的優位な地位を保っていたと思います。しかしながら、ここに来て情勢が大きく変わりつつあるという事がございます。今日の議題にもございますけれども、委員の皆様のご意見を賜りながら、北部市場の新しい方向を考えて行ければ良いかなと思います。よろしくお願いいたします。

(中川副会長)

副会長を拝命いたしました中川です。よろしくお願いいたします。今、会長から申された様に卸売市場をめぐる情勢というのは、一言で言うと厳しい状況でございます。しかしながら、厳しい中でも川崎というのが比較的恵まれた立地条件がございまして、その中で市場に本来公的に課された機能というものを一方でどう維持するか、もう一方では生き残って行く為の機能をどう確立して行くのか、この 2 つの問題というものにいつも直面して来ました。これからも直面するかと思いますが、この会議の場を通じて、忌憚のないご意見を賜りながら、新しい方向というものを皆様と一緒に検討して行きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。この後の議事につきましては、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第 101 条の規定に基づき、会長が議長となることになっておりますので、高柳会長の議長をお願いしたいと存じます。

なお、委員の皆様の総数 11 名中、本日は 11 名のご出席をいただいておりますので、規則第 102 条第 1 項の定足数を充たしておりますので、本協議会は成立致します。

それでは、高柳会長お願い致します。

(高柳会長)

ただいまから、平成 27 年度第 1 回川崎市中央卸売市場開設運営協議会を開催致します。
3 件の報告事項がありますが、一括して事務局からお願いします。

(福田書記)

業務課長の福田です。報告事項 1 の平成 26 年の各部門取扱の概要についてですが、資料 1 の 1 ページをご覧ください。平成 26 年度の各部門の取扱の概要についてですが、取扱数量、取扱金額を記載しております。若干ではありますが、概要コメントを記載しております。以上でございます。

続きまして南部市場青果部についてですが、資料 2 の 2 ページをご覧ください。南部市場におきましては、青果卸売業者である東一川崎中央青果株式会社が平成 27 年 2 月末日、南部市場における青果卸売業務を廃止しました。仲卸業者は、他市場から仕入を行っており、また従来、卸売業者と取引を行っていた売買参加者につきましては、他市場での取引を希望されたなどを除き、現在、南部市場において仲卸業者と取引を行っております。今後の対応についてですが、南部市場において青果物の安定供給を継続するためには卸売業者が必要ですので、今後新たな卸売業者の誘致を行ってまいります。募集期間は、平成 27 年 5 月から 3 か月間を予定しています。

(伊東書記)

引き続きまして、報告事項の 3 の本市における附属機関等の見直しについて、伊東から御説明させていただきます。資料の 3 をご覧ください。昨年度、本市では附属機関等について一斉に見直しを行い、市場に関係する協議会等についても整理することとし、平成 27 年 3 月 23 日付で業務条例及び同施行規則を改正しました。次の見直しの目的等及びポイントですが、本市の附属機関等の中には、社会情勢の変化により設置の目的や類似しているものが存在しており、行財政改革の一環として見直す必要が生じておりました。また、全国各地において、法律又は条例によらない職員以外の民間委員が参加した懇話会等による政策策定等について、違法であるとする下級審判決が相次いでおり、適正化が求められています。このような流れを受けて、本市では、設置の必要性が低下したり、活動の実績が非常に少ない附属機関等を廃止すること、設置目的が類似するもの及び関係性の高い附属機関等を整理統合すること、従来、取扱が曖昧だった「附属機関等」を、法律又は条例により設置する「附属機関」と、要綱等により設置する「懇話会等」に明確に分類することとしました。資料の中ほどに以上の内容を図表化しています。図表右側ですが、昨年度までの「附属機関等」を地方自治法に基づく「附属機関」とそれ以外の「懇話会等」に明確に位置付け直したものです。

ちなみに、本日お集まりいただいております「川崎市中央卸売市場開設運営協議会」は元来「附属機関」に位置付けられており、その委員である皆さま方は川崎市長から委嘱を受けた非常勤特別職ということになります。

資料の下の方ですが、川崎市中央卸売市場業務条例及び同施行規則改正について、これまでご説明申し上げました「附属機関等の見直し」にともないまして、本市市場の関係する「附属機関等」を整理し、川崎市中央卸売市場業務条例及び同施行規則を3月付で改正いたしました。

具体的には、川崎市中央卸売市場取引委員会を廃止し、川崎市中央卸売市場開設運営協議会に機能を統合いたしました。現行の委員の任期をもって廃止となります。理由としましては、長期間にわたって開催実績がないこと、設置目的が川崎市中央卸売市場開設運営協議会に類似していることの2点となります。更には、川崎市中央卸売市場開設運営協議会に部会を設置し、臨時委員を選任できる条項を追加しました。

これは、昨年度に、プラン策定を委託したコンサルタントが、委託業務の一環として設置した「川崎市卸売市場経営プラン策定協議会」を、附属機関として改めて位置づけ直すこと、北部市場水産物部再編等検討部会の新設を想定していることの2つの理由からでございます。

資料下段右側ですが、業務条例改正による、市場関係の附属機関等の遷移について、資料下段右側に示しています。図左側中段の「市場取引委員会」の所掌する「売買取引に関し必要な事項の調査審議」については、上段の「開設運営協議会」の「市場業務の運営、その他必要な事項」に含まれるため、取引委員会を廃止し開設運営協議会に統合することとしました。また、市場経営プラン策定協議会を開設運営協議会の部会として位置付けること、さらには北部市場水産物部再編措置等検討部会を新たに設置することを示しています。本市の附属機関等の見直しにつきましては以上でございます。

(高柳会長)

ありがとうございました。ただいまの3件のご報告頂きましたけれども、何か質問等ございますか。

(原委員)

先程の説明で附属機関の見直しについて、後程説明はあるのですか。

(伊東書記)

はい、ございます。

(高柳会長)

他にございますか。

(後藤委員)

資料1のグラフが3つ出ていますが、折れ線グラフはそれぞれどう違うのですか。ご説明頂けますでしょうか。取扱数量と再編基準の線グラフです。どちらがどちらなのでしょう。

(福田書記)

わかりにくくて申し訳ございません。青果部につきましては、平成24年に右に上がっているものが「取扱数量」です。一定になっているのが「再編基準」の方です。水産物部の方につきましては、一定の方が「再編基準」で右下がりの方が「取扱数量」となっております。

(伊藤幹事)

このグラフからわかる通り、まさに水産物部は、国の基準を下回ってしまっています。後程の議論につながってきます。

(高柳会長)

他にございますか。

(高柳会長)

よろしければ、議題に移らせていただきます。この2項目は、相互に関連していますので、一括して事務局から説明をお願いします。

(伊東書記)

議題の1ですが、(仮称)川崎市卸売市場経営プラン(案)の検討についてです。

本市卸売市場の概ね10年を見据えた方向性を「(仮称)川崎市卸売市場経営プラン」として取りまとめるために、昨年度「(仮称)川崎市卸売市場経営プラン策定協議会」を設置し協議検討を重ねてきたところですが、この度、本市全体の附属機関の見直しにともない同協議会の位置付けを明確化する必要が生じたことから、条例に基づく附属機関である川崎市中心卸売市場開設運営協議会(以下「開運協」)の部会として、この協議会を位置付けることとさせていただきたいと考えております。

現行の協議会のメンバーについては、別紙のとおりで、卸売業者、市場内の各協同組合等の代表者、学識経験者で構成されておまして、座長には農水省の研究会座長などを務める、東京聖栄大学の藤島廣二教授にお願いしておりました。

今回お諮りする事項としては、1点目は、開運協において、プラン策定の検討を行っていただくこと。2点目は、プランの策定にあたって、開運協の部会として協議会を設置することです。部会名は、(仮称)川崎市卸売市場経営プラン策定協議会、設置期間としては、(仮

称) 川崎市卸売市場経営プランが策定されるまでとし、平成 28 年 3 月末を想定しております。事務局は、中央卸売市場北部市場管理課で務めさせていただきます。3 点目の部会の委員を選任していただくことをごさいますて、部会の委員については、事務局案といたしましては、資料にありますように開運協委員である 3 名の方及び、臨時委員として 10 名の方を考えております。

次に資料の 4 の 3、資料 4 の 4、資料 4 の 5 については、開設運営協議会に検討をお願いしたいと申し上げたプランの昨年度までの到達点について御説明するための資料です。資料 4 の 3、4 の 4 については、経営プラン基本方針の構成とか、現状、課題、将来ビジョン、方向性を整理しています。昨年 11 月に開設運営協議会を開催した時にお示しした資料を微修正したものです。修正箇所は、昨年 11 月の開運協、南部市場運営審議会でプランの中間報告した時に、委員の方から頂いた意見を参考に若干の修正をしたものです。一例をあげれば、資料 4 の 3 の中ほどの四角の箱に、市場流通の動向とありますが、市場流通の再評価のきざしという記載をしていましたが、委員の皆様から再評価とまでは、言えないのではないかという意見をいただきまして修正しております。

資料の 4 の 5 をご覧ください。今回はじめてお示しするものです。南北市場の部門別の差別化戦略を示したものです。一例をあげると、北部市場の青果では、定温倉庫・加工・パッケージング等、大量仕入に対応できる物流機能の強化を図る。南部市場では、指定管理者制度の一層の活用を図るため、民間事業者の創意工夫が活かされるような環境整備に努める。また、地図については、市場ごと、部門ごと、近隣の他市場との取扱高の規模感を丸の大きさで示しています。また、場内業者のヒアリング等をもとに、それぞれのターゲットとする商圈を点線で示しています。以上が、「川崎市卸売市場経営プラン基本方針(案)」の概要をごさいますて、昨年度までの到達点をごさいます。

最後に、10 ページの資料ですが、(仮称) 川崎市卸売市場経営プラン及び関連スケジュール(案) ですが、表の上段がプラン策定に関わるスケジュールです。今年度は「基本方針」を踏まえ、行政と事業者とが一体となって「実行計画」を策定して行くことを考えておさいますて、現時点では平成 27 年 10 月頃までに案の策定作業を行い、12 月頃にパブコメ、平成 27 年度末までに策定と考えています。

表の中段には南部青果卸の撤退に対する対応スケジュールや、北部水産物部の再編関連スケジュールもお示ししております。プランの策定にあたりましては、これら課題の進展についても可能な範囲で反映して行くことを考えております。表の下の方ですが、新たな総合計画、新かわさき産業振興プランですが、新たな総合計画は、本市全体の基本計画で、平成 27 年度までに作成して、平成 28 年度からスタートする予定です。新かわさき産業振興プランにつきましては、新たな総合計画の領域別の計画として本市の産業振興全般についてのプランが、こちら示したようなスケジュール感で作成予定となっております。さらに卸売市場経営プランにつきましては、この産業振興領域の中の一部門の計画となりますので、こちらの計画等ともスケジュール調整しながら進めていきたいと思さいます。また、表の一番上から 3 番目のところで、5 月のところで第 3 回策定協議会と書いておさいますて、

昨年、市場経営プラン策定協議会を2度開いております。今日お話しした内容について、みなさんご承認いただいて策定協議会を部会として設置していただけたなら、今年度では第1回目、通算して第3回目の協議会を5月20日に開催を予定しており、10月末の策定に向けて進めてまいりたいと考えております。「(仮称)川崎市卸売市場経営プラン(案)」について、説明させていただきましたが、部会の設置等についてご協議をお願いいたします。

(福田書記)

議題の2番目、北部市場水産物部再編措置等検討部会の設置についてですが、資料9ページ目のA4の資料をご覧ください。

川崎市中央卸売市場北部市場水産物部においては、全国の中央卸売市場水産物部の状況と同様に、流通構造の急速な変化や消費者ニーズの変化などに伴い、取扱数量は減少傾向にあります。昨年11月の国の再編基準の調査においても、市場再編基準指標4項目のうち3項目に初めて該当し、再編の取組を進めていく必要が生じました。そのため、今年度から新たに北部市場水産物部の再編等について検討する部会の設置を予定しておりますが、条例に基づく開運協の部会として位置付けることとしたいと考えております。

今回、開運協に諮る事項は3点ございます。1つ目は、開運協において、北部市場水産物部の再編等の検討を行っていただきたいと考えております。2つ目は、水産物部の再編等の検討にあたって、開運協の部会として新たに部会を設置したいと考えております。部会名は、「北部市場水産物部再編措置等検討部会」とし、設置期間は、平成27年5月1日から平成28年3月末までで、部会で策定する「水産物部再編(案)」を開運協に報告するまでを任期としたいと考えております。また、中央卸売市場北部市場業務課で事務局を行いたいと考えております。3つ目は、部会の委員を選任していただきたいと考えております。部会の委員については、事務局案といたしましては資料にありますように、開運協委員である1名の方と臨時委員として、卸売業者、仲卸業者等の代表者、学識経験者の16名の方を考えております。以上でございます。

(高柳会長)

以上、2つの議題について一括して審議したいと思います。

(中川副会長)

その前に、字句について。資料6ページの川崎市場の抱える課題ですが、1番の大きな丸の下に南北の加工パッケージング等の不可サービスですが、その不可の漢字が間違っているのではないのでしょうか。付加価値サービスが適切かと思えます。

(吉田幹事)

字が間違っている。付加価値の付加ですね。

(中川副会長)

明らかに、後々障る問題ですので、直していただければと思います。

(伊東書記)

ありがとうございます。

(中川副会長)

それともう1つ。8ページのところですが、差別化戦略の北部市場の青果の部分になりますが、強化が求められる機能のジョウオンソウコ「定温倉庫」とありますけれども、そうなのですか。これはテイオン「低温」じゃないのですか。

(伊東書記)

低いという字じゃないかという事ですか。

低いという字のテイオン「低温」と定まるというテイオン「定温」という字の明確な定義がないのですが。一般に5℃とかマイナスにならない温度帯のものはこの字「定温」と聞いています。

(中川副会長)

一般に、テイオン売場だとか、テイオン倉庫という字を使う時は「低温」で、ジョウオン「定温」という時にはどちらかという、例えば今何も冷やさずに・温めずに自然の状態の温度がジョウオン「定温」ではないですか。

(伊東書記)

マイナスの温度帯になるもの、例えば、0℃以下で、水産の中では-20℃、-50℃というものがありますが、そういうものを「低い」と書いて、0℃より高い、一般の家庭の冷蔵庫が5℃から10℃くらいらしいですけど、それくらいのを「定温」を書く聞いています。そういう使い方をさせていただいております。

(中川副会長)

普通は温度帯管理ではないですか。ジョウオンソウコ「定温倉庫」だと非常に不明確で誤解を与えやすい。

(伊東書記)

そういたしましたら、「温度管理可能な倉庫」という表記に直します。

(中川副会長)

温度管理を対象としたという事じゃないですか。温度帯管理というのですか。温度帯という事になれば、おっしゃる様にマイナスの冷凍ものも扱えるし、チルドのものも扱えるし、そしてもう一つは、ジョウオン「定温」と言われている例えば、10℃、20℃に当たる普通の状態では保管できるようなものも扱えるという3つの温度帯を議論するのです。これテイオン「定温倉庫」というのは、ある一定の定まった温度帯で管理するという意味合いで好意的に解釈しても良いのですが、もう少しその辺りは委員の諸氏が、読まれる時に解りやすい表現になるとと思いますので、それがよろしいのではないかと思います。

(伊東書記)

ご指摘ありがとうございます。

(柴崎委員)

「常」の温度と書くジョウオン「常温」とはまた違うのですか。

(中川副会長)

「常」の温度と書くジョウオン「常温」とも被ります。

(柴崎委員)

紛らわしいですね。

(中川副会長)

テイオン「定温」というのは、定義の幅が広がるのです。

(原委員)

よろしいでしょうか。教えていただきたい。市場経営プラン策定協議会を開設運営協議会の中の部会に位置付けるということか。

(伊東書記)

そうしたいと考えております。

(原委員)

それで私は昨年11月の開設運営協議会を欠席してしまったのですが、開設運営協議会で素案の策定作業をしてきましたよね。骨子を。

(伊東書記)

昨年その市場経営プランの策定については、開運協ではなく経営プラン策定協議会です。その策定の中間的報告を開運協でさせていただいております。

(原委員)

部会と開運協の関係はどうなってくるのですか。

(伊東書記)

プランの策定そのものについては、本日お認めいただきましたなら、部会を設置して昨年のメンバーの方たちに引き続き、お願いしたいと思います。プランの策定を委託していることもあり、昨年度はプランの検討を委託先の委員会という位置づけがあいまいな委員会で進めてきたものを、今年からは開運協の方に策定についてのバトンを引き受けてもらい、そのための部会として昨年のメンバーを臨時委員も含めて選任していただいて、やっていただく。どうやってそれをフィードバックして行くのかという事につきまして、こちらの部会の委員の資料4-1、4ページですけれども、この部会に属する委員という事で、すでに開設運営協議会の委員で、既に御承認いただいている方が3名こちらにいらっしゃいますので、こういった方々を通じてフィードバックという事を考えております。

(高柳会長)

基本的な機能は、昨年と変わらない考えでよろしいですね。

(伊東書記)

経営プラン策定協議会を開運協の部会という形で、附属機関として位置付けたいと考えております。

(高柳会長)

位置付けの見直しという事なのです。

(原委員)

特に運営上の規定の変更とかはないのですか。

(伊東書記)

ございません。

(原委員)

ちょっと失礼な言い方なのですが、例えば部会の学識経験者の方々がありますが、その方

と開運協の学識経験者の先生方との意見の調整は、できているのですか。

(伊東書記)

その調整役というのが、部会に属する委員という事で開運協の委員でもいらっしゃる3名の方をお願いしております。

(原書記)

それでは、齟齬が生じないという理解でいいですね。

(吉田幹事)

組織的には俗にいう「親子関係」のような感じです。開運協と部会が親子関係。当然、協議会の部会の方にも学識の先生がいらっしゃいますので、そういった予めの調整については、事務局も中心となりながら調整をして行く事になると思いますので、そのあたりの齟齬は生じないようにしたいと考えております。

(原会長)

わかりました。

(柴崎委員)

よろしいですか。開運協の当面のゴールというものは、どこに設定されていて、何を協議内容として話されて、どういう目的を持って、これがスタートするのかということをもう一度説明してください。

北部市場をどうするのか、南部市場をどうするのか、卸売市場をどうするのか、どこに力点を置いた協議がここでなされて、何を持って、あるいは、ゴールと言いますか。目的とするかを、ご説明をいただきたい。

(高柳会長)

目的といいますか、この開運協は色々な立場の方が入ってそこでこの市場の役割というものを長期的に考えていく。その時に、中央卸売市場は公設市場ですから、公的な視点というところを加味しながら、なおかつ民間の事業者の方々の事業が、市民の方々に商品が供給していけるようにしていくことでもあります。それでゴールというか、この協議会というのは、どこかで終わるわけではないので、市場が続く限り協議会は続くということになっています。

(柴崎委員)

短期的なもの、中期的なもの、長期的なものを含めて、市場のあり方みたいなものをこ

ここで検討を重ねて、よりよい市場をどう作るかというところを明確にしていきたい。

(伊東書記)

補足としてご説明させていただきますけれど、この開運協の設置目的につきましては、元々卸売市場法という国の法律でこのような様な組織を中央卸売市場で設置するとなっております。それを受けて、川崎市の方で設置しているものなのですが、この設置目的といたしまして、市場の開設・市場設備の整備・市場業務の運営・その他必要事項に関し調査する・審議するという事が、設置目的となっております。従いまして、先ほど会長が言われましたとおり、市場が、中央卸売市場が存続する限りは設置させていただいて、その都度必要な事項につきまして、協議させていただいたり、又は報告させていただくという事をして行きたいと思えます。

(伊藤幹事)

柴崎委員のおっしゃるように、資料4-4にあります。これから北部市場をどうするんだ、あるいは市場の方向性はどうするんだということを審議していきたいと考えています。それが論議になり、これから10年、20年の市場のあり方を含め、議論させてもらうという場面にしていただければと思います。そこでベースになるのは、法令でもあり条例でもあり、またその規則の中でも決められていて、各界の代表者を集めて一同に介して、いろいろな意見をここで出していただいて調査審議をしようという事なので、これからの市場のあり方自体を、この場で議論して行く場です。

(高柳会長)

ありがとうございます。それでは他に何かございましたら。

(堀切委員)

川崎北部市場仲卸の堀切と申します。実はですね、川崎北部市場の一昨年、卸会社が合併いたしました。当初、我々仲卸組合といたしましては、合併についてかなり歓迎的な考えで、概ね色々な条件を、かなり我慢をして、合併を協力してきたという流れがあります。しかしながら、合併してもうこの10月で丸2年間ですよ。合併する前は、合併するから協力してくださいよと、卸から依頼が来まして、我々なら協力させていただきますという事で、施設の利用の仕方についてもかなり我慢をして今日までできておりますが、やはり中央卸売市場と民間市場との違いがあつて当たり前だと思います。という事は、施設の使い方。これは、この業界で長いことお世話になっておまして、全国の中央卸売市場を見ておりますが、しかしながら、川崎北部市場の卸売場の施設の在り方は非常に問題が大きいと思います。これは何とか近々にこの問題を解決して行かないと、我々組合としてはこのまま黙っているわけにはいかないので、行政等の話し合いを機会を設けたこともあるが、どう

しても話がつかなければ、私は農林水産省に行くつもりです。という事はですね、やはり荷受けが卸売場を身勝手に使い過ぎる。使うのは良いのですが、特定の仲卸の組合員が、例えば倉庫・売場を自由奔放に使っている。かなり組合から見ておかしいのではという流れが出てしまいます。いつになったら解決してくれるのかという事です。先日、卸の役員を呼んで我々組合と話をしたのですが、いささか開き直ったような感を受けます。今の北部市場の状態というのは、まさに中央卸売市場ではなくて普通の民間市場です。卸売場の中に仲卸の冷蔵庫が堂々と建っている。こんな卸売市場、全国を探してもないですよ。そこだけはきっちり荷受けは産地の荷物の置場だというのが、我々の認識です。卸売場については。やはり、仲卸の冷蔵庫が堂々と卸売場に建っている、あるいは特定の組合員が、私物の様な利用の仕方は違うのではないかといつも思うんです。私もはっきり言って全国の仲卸の連合会の組織がありまして、その中の一員として理事もやらせていただいております。そういう事で事ある毎に、私は各市場の状態を見て歩いたり、取組をさせていただいてますが、北部市場の現状が、卸売場の利用の仕方はおかしいのではないかとそんな感じを感じておりますし、他の組合員もみんな言っています。おかしいじゃないかと中央卸売市場じゃない、民間市場だと。やっぱりきっちり元の位置に戻していただいて、卸売場は産地の荷物の置場ですよというところまで、きっちり物流的に確保して、その上で売場は狭いというのであれば、これはもう開設者にもお話をさせていただきながら、卸会社でやって行けると思います。A 駐車場にあれだけの大きな施設を、建屋が建って、なおかつ、その建てる前の利用の仕方を、そのままにいるという事はおかしいのではないかと私は思っています。それは、開設者もわかっていると思うから、しっかり解決してほしい。これは私だけの意見ではなく、組合全体もそう言っています。

(伊東書記)

卸売場の使い方のお話かと思えますけれども、そこを含めまして屋根が付いた青果物の荷捌きの場所というのが今、不足しているのが1つの原因になっているのではと考えております。そういった事につきまして、先程の部会で、卸売市場の経営プランを策定する過程でそういう場内の物流のあり方等について、みなさんのご意見を踏まえてどうやったら課題が解決されるのかということ整理して参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(高柳会長)

ただいまの問題は場内の管理運営ということから言えますけれども、その辺りのルールが守られていないという事ですか。

(堀切委員)

ルールというより、中央卸売市場としてあるべき卸売場の使用の仕方があるんじゃない

かというのが、私の考え方です。それが違うという事であるなら、それはおかしいじゃないですか。

(吉田幹事)

堀切委員から色々ご指摘がありましたけれども、青果の卸売場の使い方・管理運営の問題という事ですので、私共の方でも場内の中でそういう話し合いを拒否しているわけではございませんので、ただここでこの様な話をしてもなかなか共通の論点となり難いですが、また堀切委員も含めて卸を含めて場内の中でルール作り、ルールの考え方について議論して参りたいと思いますので、よろしくお願いします。

(原委員)

前回の議事録を見ると、市場関係者を中心にしたアンケート調査をしたと。そういう事でしたよね。そういう中でも当然今の様なお意見が出て来ていのかと思いますし、そのアンケート調査の中身はないのですか。今日この場では。

(伊東幹事)

今日お配り出来る様な形ではないです。

(原委員)

わかりました。前回の議事録を読ませていただいたので。

(吉田幹事)

アンケートを実施したのですが、例えば実需者と呼んでいるのですが、スーパーですかそういう方々へのアンケートですか、関係者にもアンケートを実施しております。どちらかというところ、どういう所に戦略・狙いを定めているのか、どういう所をターゲットとして認識しているのかだと思います。

(原委員)

いずれにせよ。今お話があった様に、その市場関係者のご意見も大切なので、根幹ですので、ぜひ中身がわかったら明らかにしていただきたい。

(吉田場長)

後ほど資料を提供します。

(伊藤幹事)

堀切委員からのご指摘ですが、大変ありがとうございます。根源的な面はまず昭島市場

を閉めて、東京青果が川崎を選んだという面も大きいです。やはり、東名高速を含めて、川崎の北部市場に拠点を置くということで出てこられた。川崎は大歓迎でしたし、そのあとおっしゃる通り様々なルールがなかなかできていないという面もございますし、それは今私たちからすると過渡期にあるのだと思っております。時間が経ってしまいましたが、きちんと議論させていただいて、ルール作りをさせてもらおうと思っておりますので、青果に関しては、川崎が選ばれて一応、形が上向いてきたというのは多分間違いではないと思います。しかしただその上で確かに、堀切委員を含めて仲卸の方からすると、少し違うのではという話も多分あると思います。きちんと受け止めて参りますので、よろしく願いいたします。

(高柳会長)

ありがとうございます。それでは、議題の方に戻らせていただきたいのですが。この経営プランの検討という事に関しまして、資料4ページに承認を求める事項3点上げられております。ここで承認をするということになるかと思いますが、ここで御質問とか御意見ございますか。

(高柳会長)

1点、私からよろしいでしょうか。(2)の「プランの策定にあたって」という所のこの部会名が仮称となっておりますけれども、これはここで承認すれば仮称が取れるという意味ですか。

(伊東書記)

こちらは策定協議会自体に仮称がついています。「川崎市卸売市場経営プラン」というそのプラン名称が仮称という事です。プラン名称が仮称を取っていない状況です。そういった意味では、プランの策定協議会の中で仮称を取って、それを開設運営協議会の方で承認をとってという流れにさせていただいています。

(高柳会長)

わかりました。ありがとうございます。

(吉田幹事)

もしカギカッコを付けるとすると、仮称のかっこの前からプランまでをカッコを付けるという事です。

(中川副会長)

よろしいでしょうか。部会という名の位置付けで、今回議題として提案されているとい

う事ですが、その前に先立って委員から質問が色々飛んでいたと思いますけれども、この部会は経営プランというある種、中期戦略というのを10年の中長期戦略というものを策定して、それを開設運営協議会に上げてくるという1つの流れになるわけですね。ただ先程委員から出て来たので、はっきり最後まで押し切らなかったのですが、最終的に部会が出て来た案というのが、要するに開設運営協議会は時間切れで認めざるを得ない様な、最終戦略のプランになるのではないかという危惧があるのではないかという事です。議論する時間があるのですかということ。一応、最終的には開設運営協議会の名前でこういう経営プランというものを立てますと承認するわけですから、最終的にはこのメンバーで責任を負わなければならない。その時にこの部会である程度出されてくるものについて、時間を掛けて議論させていただける時間があるかどうか。先程からモヤモヤしていたもので、ちょっと整理して言わせてもらったのですが、それはどうなのでしょうかとこの事です。

(伊東書記)

そちらについては時間切れにならない様にフィードバックを何回かさせていただきたいと思います。

(中川副会長)

そのフィードバックが何回かというのは。例えば今日見ているのもこれはもうちょっと見直さなければならない所がいくつか出て来ていますので。さっきの字句の間違いなどもあるのですが、例えば川崎市場の強みといった時の卸、仲卸のフットワークの軽さとか買出人の多さとあります。これは前には言いましたが、フットワークとは軽くならざるを得なく、遠くまで行かざるを得ない状態に追い詰められているという事です。それを強みというのか。遠くまで行ける事は、本来、上の物流の流通コストの削減だとかいう事に当てはめれば、逆に言えば、流通コストを削減していかなければならないわけです。商圈を広げるという話になれば、流通コストを削減するという事は、一定の量を伴わないといけないう事。遠方の商圈に参画して行く事は、途中で物流上のデポを構築して行かないといけないう事です。でも、そういう話ではないですよ。昔から調査している時に思っていたのは、近場の商圈でビジネスが出来ないから遠くの商圈、高速道路を使って遠くへ遠くへと追いやられているという様な1つの状況認識があつて、それを川崎市の強みとした時に、フットワークの軽さ、買出人の多さというけれども、その買出人の多さというのもどういった実態認識に基づいてやっているのかと。例えば、客単価というのはどれくらい上がっているのか、下がっているのか。そういった具体的な検討が足りないのではないかと。それで一番右端の中の流れがあるんですけども、要するに選別されて、選別の中で生き残る市場という様な一つの位置付けという事で、だいたい戦略的な結論というのは見えた。ただ具体的にここで集まっている方々、あるいは実際に現業されている方々が望んでいる事は何かと。その生き残る市場の中で、自分たちは一体何をしないといけないうのか。どう

いう使命を課せられて、どういう機能を担うのかと。そういったような事について、ある程度10年のプランですから。中長期の中の中期のプランです。10年で実現させて行かないといけないのですから。そうすると、そういう中で具体的に各北部市場、南部市場に参入している人たちが、自分たちが実際にどういう機能の市場のプレイヤーとして担っていくのかということ、はっきりとした使命感を持ってもらわないといけない。それが1つの筋道です。

(伊東書記)

今年させていただこうと思っているのが、各部門ですとか、水産については、別途先程、業務課長から説明がありましたが、水産物部の再編検討部会ですとか、それ以外の所については、その部門の方々と我々でこういったものについて、それぞれどんな取り組みをして行ったら良いかという事をディスカッションする場を設けながら策定して行きたいと思っております。

(中川副会長)

論点をきれいに作ってもわないと。この場でこれが戦略ですよ。10年やる戦略ですよ。という様にはっきり打ち出すというのはなかなかきついのではないかと考えている。堀切委員から出て来た様に、既に仲卸から不満が出ているといった状態ですし、その経営プランの中に例えば、今の様な現場の声をどの様に流し込んで行きながら、例えばこの真ん中の円を、具体的にもう少し機能、あるいは自分たちの目標として昇華させて行くのかと。それが実は、右側の方からこういう話が出て来たかと思いますが、非常に論理先行でやられているけれども、もう一つ次の場面でやってほしいのは、実はこの部会のメンバーを見ると現場の方々に中心に構成されているので、これで結構だと思うのですが、これを活かすとするならば、今度は右側の方からここに繋がる様に、現場の問題というものを論点としてきちんと仕上げ、ここに繋げて行ってほしいという事です。そうすれば、ここで議論が出来るのです。それができなければ、たぶん、追認の開設運営協議会になってしまいかねないという危惧があるのではないかとこの事です。この経営プランは確かにやらなければいけないことで、10年で中期プランで重ねて行きながら今までの様に長い長期プランではなくて、中期ごとに見直しをしながら、経営の機動性を高めて行く。今どこの組織でもだいたいやられていることですが、本来で言えば、5年間隔でやらなきゃいけない様な話を10年でやる。そうであれば、なおさら参画するプレイヤーたちが自分たちが何を担わなければならないのかという使命感というものそれぞれきちんと認識してもらって、プランを実行して行けるとい様な計画にしてほしいという事です。だいたいの学識経験者が入っても、話は似た様な話で、さして衝突するだけで、一緒に融合する事はあり得ないですが、この中できれいに作ってほしいわけですね。それが、みなさんが使える様な計画にしてほしいです。それだけです。

(柴崎委員)

よろしいでしょうか。4、5年前から申し上げているのですが、北部市場は一体どういう全体としての機能を持ってこれから地域に関わる、消費者を含めた方々、あるいは出荷者・生産者の方々にどの様な位置付けでまず、北部市場があるべきなのかという事を、前提を決めたうえで、その中で各部門がその前提に沿って考えるというのが筋だと思っている。ところが、部門ごとにどんどん走ってしまうものですから、そうすると堀切委員が言う様に、全体感でこういう市場であるべきだから、卸がこういう位置付け、こういう議論をもつ。仲卸はこうだと。こう組立をしていかないと。個々の問題ばかりが出て来て、多分話し合ってもあまり解決にならない。まさに中川先生がおっしゃる様に、その所をきちんと骨子として作り上げていくという事が一番大切ではないかと思えます。

(高柳委員)

その点を含めて、部会の方できちんとやっていただきたいという事です。個別の問題もそうですけど、それを全体としてまとめていただきたい。他にございますか。

(伊東書記)

副会長、委員の方がおっしゃった事が反映できる様に、今年の作業を進めて参りたいと思えます。

(原委員)

先程中川委員からご発言ありました。戦略という言葉がありました。市場関係者が一丸となって取り組んでいく問題ですので、卸売市場経営プランよりも「卸売市場経営戦略プラン」だとかそういう表現が良いのかなと聞きながら感じました。

(高柳会長)

今のご意見は仮称だという事で、戦略という言葉を入れた方がいいのではないかと。そういう意見があったと部会の方で伝え検討してください。他にいかかでしょうか。特になければ、(仮称)卸売市場経営プランの3点は部会の方で検討を行うという事で、よろしければ承認させていただきたいのですけれども。それでは、承認とさせていただきます。

もう1点の資料5の水産物部の再編についての承認事項が同じく3点上げられていますけど、これについて何かご質問等はございますか。どうでしょうか。

(中川副会長)

この数字を見てもらうと、検討しないといけないのだろうというのは結構あるのです。中央卸売市場としての基準をはるかに割り込んでいる。水産は下回っている、でも青果は

まだ上回っている。そうであると、市場としてどうするのか。だから片方だけ、飛行機のエンジンだと、片方のエンジンだけ排気量を 1000cc に落として、片方は 2000cc のままという形。片方は中央卸売市場、片方は地方卸売市場という様な形にするとか、色々なやり方が出てくると思います。それを議論していく事は良い事だと思うのですが。午前中、南部市場の審議会の中でも出ましたが、要するに片翼飛行では市場としての力が弱まって行くのではないかと。青果・水産・花卉という 3 つが揃って市場としての買出し機能というものが確保されて行くのではないかと。そうした時に例えば農林水産省の第 9 次整備方針通り、この基準に合わなくて、例えば地方に格下げするといった時に、水産の集荷がどうなっていくのだろうか。それが、ひいては要するに川崎北部市場自体の市場機能の弱体化に繋がって行くのではないかとという懸念も現実味を帯びてきますので、何か再編とかの見直しとか、再編という言葉をするにあたっては、前向きな方向性っていうことも、この中に無理にでも付与しなければならない。こういう事をやる事によってまた、取扱高を伸ばして行きたい。あるいはこれ以上下げない。これ以上、1 歩も退かない。そのためには何をやらなければならないのかという事について、きちんと議論してほしいのです。その上で、先程の話ではないですけど、ここの協議会に上げてほしいというのがあります。その所、このままだと、よそでも出ていますが、地方に変われば格下げになって集荷力も落ちてきますし、産地から見放されていくわけです。経営プランの中で市場の選別と書かれていますが、まさに、その対象になっていくわけです。そうならない様にという事が経営プランだと思うのですが、折角経営プランを立てといて、一方で、ここでそれが経営プランを台無しにする、弱める様な再編の在り方だと、ちょっと困るかな。数字としては、これだけ落ちているわけですからやむを得ないかと思いますが、それをどうするのか。他の例に習って実態的にこうして行かなきゃいけないという事はいつでも誰でもやれる。具体的にどうしたら良いか。そこのポイントの部分を明確にしてほしい。その上で、誰がそれに対してどのように取り組んで行かなければならないかという議論を、ここでも出来る。水産はどこも悪いので。ここだけの話ではなくて、横浜も悪いし千葉も悪いし。良いのは築地だけという様な状態で。

(榊委員)

このままで行くと、拠点市場と言われるのは、東京だけになってしまう。

(中川委員)

そうになっている。そういう風にやりなさいというのが、第 9 次整備方針ですから。そこから荷を引いて来ればいいんじゃないかという事ですから。実際、卸はいらないじゃないか。

(榊委員)

地方卸売市場だって、荷は集荷出来ます。間違いない。古い何十年の付き合いの中で、電話1本で荷は来るのです。

(堀切委員)

地方卸売市場になると、イメージが悪い。

(榊委員)

中央と地方では。

(中川副会長)

魚の場合は、産地市場に確実に選別されて行く。青果だって今、産地が大型化しているので、当然産地の大型化にかなりの投資を行なっています。例えば温度帯管理のものとか。そういう所というのはやはり価格の相場形成力のある市場にしかアクセスしなくなる。

(堀切委員)

同じ中央卸売市場でも、拠点市場とそうでない市場では全く違う。

(中川副会長)

そうなるのであれば、卸の役どころというのを見直して、ここは素直に築地から荷を引くという事も、あるいは、横浜から荷を引くという事を認めて、そういう市場の作りに変えるか。

(榊委員)

北部市場の卸は2社ありまして、4月1日から川崎丸魚が横浜丸魚の北部支社に。私は、横浜魚類なのですが、6年前にやはり横浜魚類の川崎北部支社になり支社化され、現在、両方とも北部支社です。

(中川副会長)

私も(横浜)取引委員会の会長をやらしてもらっていますので知っているのですが、ただなおさらのこと、その首都圏の中の卸売市場の基本機能というものがと今からもっとシビアに受け取られてくるのだと思うのですが、そういう中で格下げをして行くという事は、額面通りの格下げで受け取ってもらっては、この市場本位で物の考えてゆく時に困る。全体として考えて行けば分相応の機能を踏まえれば良いが、北部市場本位で物を考えていくと、そのまま格下げになってそのままの一般論でいわれるような地方卸売市場になってもらっては、中の業者たちがかなり苦勞されて行く事になって行く。その集荷力が落ちる

というのは、実は長年の付き合いというのもありますけれど、水産の場合ではそういう話はありませんから、もっとシビアになってくる。だから選ばれて行くと思います。しかも国産の商材が最近少なくなっている、福島産が無くなってきている。

(榊委員)

円安で、コストが上がってきました。

(中川副会長)

状況が変わってきている。そういう中で水産の問題というのはどう再編して行くか。地方という言葉は、なかなか一方では便利なのですが、一方では怖い事なのです。下手をすれば、中央から地方になるという事は相当な市場の評価が落ちますので、外の人にしてみれば、その辺りの議論はきちんとしておかなければならない。その上で地方市場になってやっけて行くという決断をしなければならぬということは、当然な事かもしれないけれど、その時に何をするのか、そこが一番難しい所だし、知恵を出さなければならぬ所です。農水省は、ここで線引きしてこれだと決めてくるから良いのですが、その線引きされる方の立場で考えた時に、何をしなければならぬのか。今から生き残って行く為の知恵として、今からそれを部会でぜひ出していただきたい。

(高柳会長)

川崎の場合は、南部市場が地方になりましたけど、地方化してどうなったか、余計に厳しい状況になっている様な所もあるわけですがけれども、こういった点も踏まえて、部会の方で検討していただきたいなと思います。

(高柳会長)

時間もだいぶ超過しておりますが、他にございますか。

(高柳会長)

水産部の部会はタイムテーブル表で行くと、11月に開設運営協議会に諮問があるということでしょうか。

(福田書記)

こちらの方は、10月に第10次整備計画が示され、それを見て必要に応じてという形になります。

(高柳会長)

いずれにせよ、10月、11月ぐらいに何らの中間報告が出てくるという事ですけど、その

プランは、もうかなり進んで来てしまっているのですが、もっと早くしなければと思います。プランの中身、水産部の再編の問題が入らない気がするのですが、どうですかね。

(伊東書記)

1つ地方市場化かどうかという話で言えば、先程の資料1で上げた基準というのは、あくまでも国の第9次の整備方針の基準でして、10次の方針で全く同じ数値、同じハードルだったりするのはまだわからない状況でして、その辺が明らかになるのは10月頃と考えていて、こういうスケジュールになっている。どうしても、その前の段階で確定的な所というのは出来ない状況です。

(高柳会長)

そうすると。

(伊東書記)

プランへの反映の度合いということですよ。

(高柳会長)

そのプランと再編の部会が、メンバーが重なっているところが、ちぐはぐになってしまうと、あまり意味がない。

(伊東書記)

可能な限りプランの方へ反映して参りたいと思います。

(吉田幹事)

会長のご指摘通りなのですが、基本的に方向性が決まった時に加筆が出来る様な形での書きぶりでは、おそらく難しいのかなと思います。一方では、水産の大きな再編が動いていて、一方ではプランの策定もずっと待っているわけにはいかないんで、大きなところだけやはり作らせていただいて、水産の再編については、取り巻く状況を述べた上で、再編の検討を引き続き行い、開設運営協議会等で回答を出して行くような形での書きぶりにならざるを得ないかなと思います。

(高柳会長)

その策定協議会の中で、再編問題も状況を見ながら、作っていただくしかないということですか。

(吉田幹事)

加筆を前提にした様な、結論が出次第、その部分を加筆して、開設運営協議会で諮って

いく様なイメージです。

(中川副会長)

この再編基準は、緩和するという可能性はないのですか。

(吉田幹事)

ないとみっていますが。

(中川副会長)

藤島先生あたりが良く知っているのではないかと思うのですが。良くお聞きになってみたらどうですか。

(伊東書記)

そうですね。夏頃に、おおよその方向性が見えて来るのではないかと思います。

(中川副会長)

たぶん、今までの流れとしては拠点市場とサテライト市場に分けて、機能分担して再編をしていくというのが大きな方向だったと思いますが、その方向が一挙に覆るという事は今回、第10次ではないと。

(伊東書記)

ただ一方で、全国どの市場も一律の基準で良いのかという話は、昨年の検討会の中で問題提起されてと聞いています。

(吉田幹事)

検討会の方は、どちらかという卸売市場寄りの方々に検討がなされていますので、そちらの結論というのは一律でいいのかとなるかもしれませんが、大きな国の行政の中で進んでいる方向性というのは、どうも選択と集中、国内の中でそんなに中央卸売市場は必要としないという事で進んで来ているような動きですので、基準が緩和されるという事はあまり考えておかない方が良いかと、私共は考えております。

(中川副会長)

私も同感ですけど、もっと逆に厳しくなるのでは。だから、そういう事を踏まえながら、少し部会で経営プランを辛めに少し考えてもらわないといけないかもしれません。最悪な事態を考えておくべきだと思います。

(伊藤幹事)

それに合わせてなんですが、私どもが経営プランは、策定しますが、実際に商売をしている方たちが、どうかということです。このまま低落傾向で行くんだという状況であれば国は、プレイヤーの方はどうしますかという事になり、水産部会の中できっちりお話を伺わざるをえないし、その上にたつてのプランでございます。この資料1をご覧になるとまさに、青果部門は合併効果で上がっている。花卉の方も、上がっている。一方で、水産が落ち込んでいて、大変厳しい状況であるわけで、それぞれ状況が違う中で、北部市場のこの動きをどんな風に捉えるのかという事です。この辺りを全体としてみるのと部門ごとにみるのと、プランを作る中で議論をし、更に開設運営協議会の中で、議論をしていただく。これからの10年を展望していくのだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

(高柳会長)

時間がだいぶ超過しましたけれども、9ページの3点の承認事項ですが、承認でよろしいでしょうか。では、水産物部の再編の問題は承認とさせていただきます。この機会に何かご意見のある方は、ご発言していただきたいのですが。特になければこれで終わらせていただきます。それでは、司会の方をお願いします。

(司会)

高柳会長ありがとうございました。委員の皆様、ありがとうございました。これにて終了させていただきます。